

東京大学コンプライアンス通報窓口の運営及びコンプライアンス事案に係る調査等  
に関する細則

平成23年3月24日

制定

東大規則第65号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 東京大学コンプライアンス基本規則（以下「基本規則」という。）別表第2に掲げる通報窓口のうち、東京大学コンプライアンス通報窓口（以下「通報窓口」という。）の運営及びコンプライアンス事案に係る調査については、基本規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語は、基本規則において使用する用語の例による。

(通報窓口の運営体制)

第3条 コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）は、学内及び学外に通報窓口を設置する。

2 通報窓口の連絡先及び通報手段については、本学の構成員等に対し、適切な方法で周知するものとする。

3 通報窓口の責任者は、総括責任者とする。

4 通報窓口に、通報受付管理者を置き、本部法務課長をもって充てる。

5 通報の取扱いや通報者保護の仕組みに関する質問等への対応は、通報受付管理者の指名する職員が担当する。

6 通報窓口に関し、公益通報者保護法に定める公益通報対応業務従事者は、次に掲げる者とする。

(1) 総括責任者

(2) 通報受付管理者

(3) 本部法務課の職員のうち、コンプライアンスに関する報告及び通報に係る連絡調整を担当する者

(4) その他コンプライアンス通報に係る通報対応業務に従事し、かつ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者

7 総括責任者は、前項2号から4号に該当する者に対し、公益通報対応業務従事者とする旨を通知するものとする。

8 総括責任者及び通報受付管理者は、基本規則別表第2に掲げる通報窓口のうち特定のコンプライアンス事案に対応する通報窓口（以下「特定通報窓口」という。）及び別表第3に掲げる窓口との適切な連携に努めるものとする。

(通報の受理等)

第4条 通報窓口への通報は、原則として、自らの氏名及び連絡先等を明らかにした上で、書面、電子メール又は総括責任者の定める方法により行うものとする。ただし、基本規則第12条各号に掲げる者であることを明らかにした上で、匿名により通報を行うことを妨げるものではない。

2 通報受付管理者は、通報の受理に際し、通報者に対しその氏名等の情報について調査関係者以外に知られないよう細心の注意を払う旨明示するものとする。

3 通報受付管理者は、通報が受理されたかどうかについて当該通報者が知り得ない方法により通報が行われた場合には、通報者に対し受領した旨を連絡するものとする。

4 通報受付管理者は、通報窓口への通報を、総括責任者に速やかに報告するものとする。  
(通報の移送)

第5条 総括責任者は、通報窓口への通報について、特定通報窓口において処理されることが適当と認めるときは、通報者に意向を確認し、当該窓口を所掌する理事と協議の上、当該理事に移送することができる。

(予備調査の手続き)

第6条 総括責任者は、第4条第4項の報告を受けたときは、当該報告内容の事実関係について、基本規則第17条に定める調査の必要性を公正かつ誠実に検討するものとする。

2 総括責任者は、前項の検討を行うため、必要に応じて、当該報告内容の事実関係についての予備調査を実施することができる。

3 総括責任者は、前項の予備調査にあたっては、関係する部局の推進責任者に協力を求め、当該報告内容の関係資料等の確認を行うことができる。

4 総括責任者は、通報のあった日から20日以内に、予備調査を実施するかどうかについて、通報者に通知するよう努めるものとする。

(報告内容に係る対応依頼の手続)

第7条 総括責任者は、前条第1項の検討又は予備調査の結果、基本規則第17条に定める調査を要しないと判断した場合であって、必要であると認めるときは、当該報告内容について、関係する部局の推進責任者又は理事等に是正等のための対応を要請することができる。

(調査の手続き)

第8条 総括責任者は、第6条の検討又は予備調査の結果、当該報告内容をコンプライアンス事案と認め、基本規則第17条に定める調査を要すると判断した場合、推進責任者又は理事等に調査を要請し、又は自ら調査を行うものとする。

2 総括責任者、理事等又は推進責任者が、当該コンプライアンス事案についての調査を行うときは、必要に応じ調査委員会を設置し、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は説明若しくは意見を聴くことができる。

3 総括責任者は、当該コンプライアンス事案に係る調査が終了したときは、調査結果等(当該調査において認定した事実及び是正措置等をいう。)について、当該通報者及び被

通報者に通知しなければならない。

(再調査の手続き)

第9条 通報者及び被通報者は、第6条第4項又は前条第3項の通知を受けた日から原則として20日以内に、総括責任者に対し、再調査の申立てを行うことができる。

2 総括責任者は、前項の申立てを受けたときは、再調査の必要性について公正かつ誠実に検討し、再調査の実施の有無について、通報者及び被通報者に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、再調査に関する手続きは、コンプライアンス事案に係る調査の手続の例による。

(秘密保持義務)

第10条 通報の処理に関与する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の排除)

第11条 この細則に定める手続きに当たる者は、自らが関係する通報の処理に関与してはならない。

2 総括責任者が、通報窓口への通報の対象者となったときは、総長は、必要に応じ、基本規則及びこの細則に定める総括責任者の業務について、適当と認める者に代行を命じることができる。

3 推進責任者が、通報窓口への通報の対象者となったときは、総括責任者は、必要に応じ、基本規則及びこの細則に定める推進責任者の業務について、適当と認める者に代行を命じることができる。

4 通報受付管理者が、通報窓口への通報の対象者となったときは、総括責任者は、必要に応じ、この細則に定める通報受付管理者の業務について、適当と認める者に代行を命じることができる。

附 則

1 この規則は、平成23年3月24日から施行する。

2 国立大学法人東京大学における公益通報者の保護に関する規則（平成20年3月25日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

## 沿革

東京大学コンプライアンス通報窓口の運営及びコンプライアンス事案に係る調査等に関する細則

## 体系情報

□第2編 総務及び人事

▽ 第1章 総務

## 沿革情報

◆平成23年03月24日 役員会議決

◇令和04年05月19日